

**乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための  
教育環境づくりの在り方について**

**第一次答申**

平成 19 年 12 月

**東京都生涯学習審議会**



# 目 次

はじめに	1
第1章 乳幼児期からの発達的重要性	
1 人間形成の基礎を培う乳幼児期	2
2 学齢期・青少年期の子供の問題と乳幼児期の関係	3
3 乳幼児期の子供をもつ親の現状	4
第2章 家庭教育支援等の現状と課題	
1 家庭教育・子育て支援をめぐる施策の現状と課題	6
(1) 家庭教育支援の現状	
(2) 子育て支援施策の現状	
(3) これまでの行政対応の課題	
2 「子どもの生活習慣確立プロジェクト」の取組が提起した 新たなアプローチ	10
第3章 すべての「子供の発達」に向けたこれからの教育支援の基本的考え方	
1 「家庭教育」が果たす機能について	11
2 子供の発達を支援するための施策の基本的考え方	12
(1) 「地域」を基盤に乳幼児期からの一貫した子供の教育支援の視点	
(2) 親たちに「社会的つながり」を促すという視点	
(3) 社会的つながりを促す「地域の担い手」	
(4) 子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワークの形成	
第4章 乳幼児期からの「子供の発達」を地域で支えるために 都教育委員会に求められる役割	
1 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの提案	18
(1) 乳幼児期からの子供の教育支援の必要性を全都に普及させる取組	
(2) 乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させるための取組	
おわりに	26
参考資料	27



## はじめに

少子高齢化、高度情報化、国際化が一層進展している社会状況の下で、日本社会が今後更なる発展を遂げ、国際的にも貢献していくためには、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい子供を育成することが必要である。

教育に大きな期待が寄せられる一方で、子供たちの学ぶ意欲や体力の低下や、子供たちに基本的な生活習慣が身につけていないこと、自然体験等の体験活動の不足、コミュニケーション能力の低下、そして数々の問題行動など子供たちに関わる課題も指摘されている。また、家庭や地域の教育力の低下も指摘されている。

このような状況の下、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が打ち出された。教育基本法の改正は、生涯学習・社会教育の分野にも大きな変化をもたらそうとしている。例えば、「生涯学習の理念」が第 3 条に明確に位置づけられたことや、「家庭教育」(第 10 条)、「幼児期の教育」(第 11 条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第 13 条)という社会教育分野と密接に関係する条文が新設されたことは、注目に値する。

本審議会は、平成 19 年 5 月 23 日に東京都教育委員会から「新しい教育基本法の下で東京都が取り組むべき社会教育施策の在り方」について諮問を受けた。教育基本法改正の趣旨を受け止め、新しい時代にふさわしい教育の在り方を提示するために今回はこれまで教育行政の取組が十分とは言えなかった「乳幼児期」における教育の在り方に焦点を置き、審議を開始した。地域における乳幼児期からの子供の発達を支えるための施策づくりの基本的視点を整理し、具体的施策案を取りまとめ、東京都教育委員会に対し、「第一次答申」という形で提出するものである。

この第一次答申を契機として、人間形成の基礎を培う「乳幼児期」の重要性を多くの都民が認識するとともに、都内各地で地域の人々の参画を得て子供たちを育成する取組が、多様な形で展開されることを期待する。

なお、本審議会は、引き続き「新しい教育基本法の下で東京都が取り組むべき社会教育施策の在り方」について審議し、最終的に答申としてまとめる予定である。

## 第1章 乳幼児期からの発達の重要性

### 1 人間形成の基礎を培う乳幼児期

子供の成長は、「胎児期」(親にとっての「妊娠期」)において始まり、「乳幼児期」<sup>1</sup>において生涯にわたる人間形成の基礎が培われるとされている。

1 児童福祉法や母子保健法においては、乳児は1歳未満の子供を指し、28日を経過しない乳児は新生児を指す。幼児は満1歳から通常就学前までの子供を指す。ここでは、子供の発達の個人差を考慮した発達の概ねの区分として、便宜的に「乳児期(0歳から1歳半まで)」、「幼児期前期(1歳半から3歳まで)」、「幼児期後期(3歳から6歳まで)」とする。

「乳児期(0歳から1歳半まで)」は、親とのきずなの形成を通して「基本的信頼感」<sup>2</sup>が培われる時期である。

2 自分が愛されている存在であること、世の中は生きるに値する世界であることを実感することをE.H.エリクソンは「基本的信頼感」と呼び、生きる力の源となることを示した。

「幼児期前期(1歳半から3歳まで)」の子供は、乳児の時期にはすべてを親に委ねていた受動的な段階から、自我が芽生えはじめる。急速に言語や運動機能が発達する「幼児期後期(3歳から6歳まで)」は「自発性」<sup>3</sup>が育成される時期であるといわれている。これらの時期は、外界への興味関心がめざましく高まり、人間関係も家庭から外へと広がりをみせるようになる。

3 「自発性」は子供の日常生活の中で培われ、学びの第一歩となる動機付けにつながる。将来青少年から大人へと意欲を持って自立するためにも、この時期に「自発性」を培うことは非常に重要である。

乳幼児期は、外界との接触を通して様々な刺激を受け、「快」「不快」などを体験する中で感じる「情動」<sup>4</sup>を基本としながら、外界との適応を学ぶ時期でもある。

4 「情動」とは、従来本能(恐怖、怒り、嫌悪、驚き、喜び、悲しみなど)を司り、どちらかといえば活動を妨げる機能とされてきたが、現在では他者に働きかけ社会生活を行う上で高度な認知や価値判断を担う基本的な機能とされている。

これに加えて、近年の医学・脳科学の視点からの研究により、「情動は、生まれてから5歳くらいまでにその原型が形成されると考えられるため、子供の情動の健全な発達のためには乳幼児教育が重要である」<sup>5</sup>との科学的な知見が示されたことで、乳幼児期の重要性はますます注目されることとなった。

5 平成17年に文部科学省では、医学・脳科学的な視点から教育や子供の情動等の背景を探り、国において健全な発達支援のための対策を講じることを目的とし、「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」を設置し報告がまとめられている。

また、平成 14 年には、従来の教育現場などでの様々な試みの蓄積を活かしつつ、人が本来有している能力の健やかな発達・成長や維持等を目指して、総合的な視点に立った新たな研究の枠組みの構築を目的として、「脳科学と教育」研究に関する検討会を立ち上げ、報告として『脳科学と教育』研究の推進方策について（平成 15 年）」をまとめている。

なお、情動の原型が形成されるのは 2 歳くらいとする知見もある。『Greenspan Social-Emotional Growth Chart: A Screening Questionnaire for Infants and Young Children』 by Stanley I. Greenspan (Hardcover - Jan 2004)

## 2 学齢期・青少年期の子供の問題と乳幼児期の関係

ところで、近年の学齢期や青少年期の子供たちについては、学力や体力の低下の問題の指摘のほかに、「情緒面での落ち着きのなさ」や「コミュニケーション能力の低下」なども指摘されている。

小学校に入学したばかりの小学校一年生が、集団生活ができない、授業中に座ってられないなどの状況が続く、いわゆる「小 1 問題」もその一つである。それ以外にも、近年、子供達の社会性の欠如や情緒面での問題などを示す多くの事例が指摘されるとともに、深刻な問題行動も顕在化している。こうした状況は、個人差を考慮する必要はあるものの、多くの子供達の生活環境や日常生活の過ごし方と関係あるものと考えられている。

たとえば、学校からの帰宅後あまり遊ばないという小学生や中学生も多くなっており<sup>6</sup>、休日の過ごし方も、テレビやビデオを見たりゲームをして過ごすと言う子供の割合が上位を占めている。<sup>7</sup>乳幼児ですら、外遊びではなくテレビの視聴などが生活時間の中で大きな位置を占め、成長発達に応じて身体を動かす遊びが活発になっているとは必ずしもいえない状況が報告<sup>8</sup>されている。

6 学校から帰宅後の遊び時間について、小学 5 年生から中学 2 年生の平均 3 割がほとんど遊んでいないと回答している。「川村学園女子大学 平成 16 年度子どもたちの体験活動等に関する調査研究のまとめ」調査対象は小学 5 年生から中学 2 年生。

7 小学 4 年生から中学 3 年生を対象とした「平成 19 年内閣府 低年齢少年の生活と意識に関する調査」。休みの日の過ごし方について、「テレビ・ビデオ・DVD などを見る」65.5%に「友達や仲間と会ったり遊んだりする」「ゲームをする」「マンガを読む」「スポーツや運動をする」「音楽を聴く」「家で勉強をする」「本を読む」「パソコンやインターネットをする」と続く。

8 2001 年（平成 13 年）生まれの子供（5 歳 6 か月時点）を対象にした追跡調査（厚生労働省「第 6 回 21 世紀出生児縦断調査結果の概況」）において、友だちとの関係で気になることは「近所に友達がいらない」が 34.4%と多く、「近所に友達がいらない」とその回答したうち 49.5%が「ひとりでよく遊ぶ」と回答している。

また、生後半年から 2 歳代の乳幼児がいる母親へのアンケート（「2005 年（平成 17 年）9 月花王生活文化研究所『乳幼児の遊びについての意識と実態』～ 生後半年～ 2 歳の乳幼児の母親約 1000 名に聞きました～」）の「最近 1 ヶ月で遊んだ内容」をたずねた項目で、0 歳では「身体をよく動かす遊び」との回答が半数を超えているものの、運動機能が発達した 1・2 歳時では「身体をよく動かす遊び」が半数以下の回答となり、「テレビやビデオを見る」などが遊びの上位を占める。

遊びを通じた他者との交流が十分ではない日常生活は、コミュニケーション能力など子供の成長に必要な能力を高める機会を失わせているともいえる。

また、近年問題視されている子供の生活習慣については、「夜ふかし」により成長を促すホルモンの分泌が抑制されたり、朝食の欠食により体温が上昇せず集中力が働かないなど、子供たちの脳や体の発達とも関係があるとされており、親の生活習慣に左右されやすい乳幼児期<sup>9</sup>の取組が特に重要であるとされている。

9 平日の夜、0～4歳の乳幼児が寝る時間は「22時以降」と答えた人が46.8%とほぼ半数との調査結果がある。フランス16%、ドイツ16%、イギリス25%、スウェーデン27%と、国際比較においても日本の乳幼児の「夜ふかし」の割合が高い。  
(P&G パンパース赤ちゃん研究所、2004年(平成16年)12月実施)

こうした生活習慣の乱れや対人関係の希薄化の傾向は、学齢期からではなくすでに乳幼児期から始まり、積み重ねられているといえ、したがって、乳幼児期からの子供の発達を妨げずに促す生活環境は、教育分野としても今日、重要なテーマといえる。

### 3 乳幼児期の子供をもつ親の現状

子供の発達を考える上で、もう一つ重要な課題がある。それは、親自身の問題である。現代の親たちは、子供を育てる第一義的責任を持つ存在であり、「親になることの困難さ」を抱えている存在でもある。

まず最初に指摘しておきたいことは、親の「社会的孤立」<sup>10</sup>の問題である。現代は親だけが子供のしつけや育成に責任を負い、子供が何か問題を起こすと、すべて親の責任が追及されてしまう。このような中で、自分だけですべて子供の養育責任を抱え込んでしまう親(特に母親)が少なくない。

10 妊娠中又は3歳未満の子供を育てている母親へのアンケートで「周囲や世間の人々に対してどのように感じているか」について「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」が48.8%、「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」が44.2%、不安や悩みを打ち明けたり、相談する相手がいない」は21.0%である。(2004年(平成16年)財団法人こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート」)

加えて「子育て文化が継承されない」という問題もある。「子育て文化の継承」とは、かつては妊娠・出産・育児に際して家庭や地域の身近な生活環境の様々な関係の中で、子育てについての教えや文化を継承することができたことを指す。「学ぶ」の語源が「まねぶ(まねる)」といわれるように、子供の育成は、一つ上の世代から次の世代が経験的に学ぶことによって体得していく(それが「親になる」)ものであった。しかし、核家族化<sup>11</sup>や都市化により、かつては当たり前であった祖父母の世代から親の世代へ、親の世代から子の世代へとといった子育てに関する文化(経



験)の伝承が途絶えてしまった。 12

11 東京都における6歳未満の子供のいる世帯のうち核家族世帯の割合は92.1%、全国では81.2%「平成17年国勢調査」。

12 小さな子供とふれあう機会がない中高校生が66.1%(厚生労働省委託調査「平成15年度子育て支援策に関する調査研究報告書 U F J総合研究所」)。

また、現在、子供を育てている親たちは、情報化社会とともに生まれ、育ってきた世代であり、インターネット等の活用にも堪能である。これは、経験の伝承が途絶えることにより陥った子育てに関する知恵(情報)の不足を、メディアによって補おうとしているという見方もできる。ただし、子育てに関する情報が氾濫し、親たちにとって、何が正しい情報で、何が間違っているのかさえ(親たちが)わからないという問題や、さらには氾濫した情報の中から親が自分や子供にとって必要な情報を選択し、その情報を活かすことができていないという問題もある。

これらの子供と親の状況を踏まえ、乳幼児期からの子供の発達を促すための教育支援の在り方を明らかにしていく必要がある。

## 第2章 家庭教育支援等の現状と課題

### 1 家庭教育・子育て支援をめぐる施策の現状と課題

乳幼児期の子供の育成に関する行政的アプローチは、主として教育と福祉保健の分野それぞれで展開されてきた。教育分野ではそれを「家庭教育支援」施策という形で、福祉保健分野では「子育て支援」施策という形で行われてきた。

#### (1) 家庭教育支援施策の現状

「家庭教育支援施策」は、成人教育（社会教育）の一環として「家庭教育」を担う親たちに対して学習の機会の提供をするという方法で展開してきた。具体的には、「家庭教育学級・講座」<sup>13</sup>をPTAに委託するとか、公民館をはじめとした社会教育施設の主催事業という形で実施することが多かった。

13 平成18年度：区市町村主催の家庭教育学級数 822学級（平成15年度 1,249学級）（平成18年度『区市町村生涯学習・社会教育行政調査』）学級全体に占めるPTA等社会教育関係団体（受託若しくは共催）の割合は、約6割程度である。（『平成15年度家庭教育に関する学級・講座等社会教育事業調査のまとめ 東京都教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課』）

第5期東京都生涯学習審議会答申でも指摘しているように、これまで社会教育行政が取り組んできた「家庭教育学級・講座」は、意欲があり、（学級・講座に）参加できる条件がある人にしか対象にしてこなかったことや、普及啓発や学習機会の提供といった、いわば奨励的な方法にとどまっているなど、すべての親が抱える問題への解決策を提示できないでいた、という課題を抱えている。<sup>14</sup>

14 平成17年1月の第5期東京都生涯学習審議会答申では、今後行政が取り組む家庭教育支援施策の基本的考え方を「すべての家庭が教育力を向上させる（「親が親としての力を身に付ける」）ことを目指し、教育行政が積極的に家庭教育支援施策を展開していく」としている。

また、「家庭教育学級・講座」は主に学童期の親を対象としてきたことから、乳幼児期の親への対応はほとんどなされていないなど、学習機会の提供方法自体が、従来からの「学級・講座」形式の限界を脱却できていないことが現状である。<sup>15</sup>

15 昭和46年(1971)文部省 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」において、すでに「とくに組織的な学習の場として家庭教育学級があり、多くの親たちがこれに参加している。しかしながら学級が開設されている場所は小・中学校が多く、その関係からか、義務教育就学年齢層の子供の問題についての学習が主になっていて、乳幼児教育の重要性にも関わらず、これに関する学習は少ない現状である。」との指摘がある。この課題は克服されていない。

## (2) 子育て支援施策の現状

「子育て支援施策」は、平成2年の「1.57 ショック」(平成元年合計特殊出生率)を契機に、福祉保健分野をはじめとして、少子化社会対策を政府が取り組むなかで本格的展開が始まった。<sup>16</sup>

<sup>16</sup> 政府が展開する少子化施策は、平成6年エンゼルプラン、平成11年新エンゼルプラン、平成15年少子化社会対策基本法・次世代育成支援対策推進法成立、平成16年少子化社会対策大綱(子ども・子育て応援プラン)と順次実施されてきている。

この流れを受けて福祉保健分野ではすべての子育て家庭(全児童対策)へと施策の対象を広げてきている。

「子ども家庭支援センター」<sup>17</sup>は、子育て家庭からの相談や、相談内容に応じた支援サービスの提供、サービスの調整、地域での子育てサークルの支援や組織化などに取り組む、地域での子育て家庭支援の核として設置されている。

<sup>17</sup> 平成18年実績：23区26市5町2村。そのうち児童虐待の早期発見や未然防止など「要支援家庭」へのサポートも展開する「先駆型子ども家庭支援センター」(平成19年実績：43ヶ所)の設置も進んでいる。

「子育てひろば」事業<sup>18</sup>は、保育所や児童館などの機能を活用して子育て相談や啓発活動などを行っている。

<sup>18</sup> 平成18年実績：21区26市4町 527所。

これらを通じて、地域を拠点とした子育て支援家庭へのサービス提供に取り組んでいるところである。

### (3) これまでの行政対応の課題

教育・福祉保健分野はそれぞれ「家庭教育支援施策」と「子育て支援施策」に取り組んでいるが、依然として以下のような課題が残っている。

#### ア 社会的に孤立している親への対応

これは第1章でも指摘したことであるが、社会的に孤立した親への対応が不十分である。ここでいう「社会的に孤立している」という状態とは、

身近に共感的な声かけや助言が得られるような親しい人間関係がない。  
子育てに関する情報が得られない、または地域の子育てに関する情報へのアクセスの方法がわからない。  
必要なときに直接的な手助けが得られない。  
自分の子育てに不安があり、誰からも肯定的な評価が得られない。

などが考えられる。これらの状況を背景として、「カプセル型」とか「母子密着型」<sup>19</sup>と呼ばれるような閉塞的または孤立しがちな家庭の状態が生まれてきている。

19 「オムツが取れるまでや、目を離せない時期には、自分一人で24時間365日見なければいけないときは、ふさぎこみがちのときもあつたりした」など、ひとりで子育ての問題を抱え込んでいる乳幼児の母親も多い。(『保育園を利用している親の子育て支援ニーズに関する分析と提言～親から寄せられた「自由記述」の分析から～』、平成19年6月 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会)

これにもう一つ付け加えると、子育てに関心の低い親の存在を「社会的に孤立している親」の範疇に入れて考えることも必要であると考えられる。

これらの「社会的に孤立している親」には、従来の家庭教育支援施策は対応できていないというのが現状である。

#### イ 地域の実状や個々人の状況を踏まえたきめ細かな支援

都市化、核家族化により、乳幼児とその親に対する教育・医療・保健・福祉などの関係機関の地域レベルにおける連携<sup>20</sup>はますます重要になってきている。

20 既存の連携としては、例えば学校保健委員会(児童・生徒の健康づくりに関して意見交換を行い、協議研究するとともに、実践活動をおこなう組織として、小学校においては校長、副校長、主幹、保健主任、養護教諭や学校医・学校歯科医・学校薬剤師、保健所・保健センター等の地域保健関連機関、保護者等により組織されている)や、子ども家庭支援センターなどがある。

既存の専門施設（保育所、幼稚園、認定こども園、児童館、保健所・保健センター等）はかつてに比べて多様な子育てニーズに対応したサービスが質的にも量的にも充実する方向で展開されているなか、約 8 割の子育て層が「子育てへの地域や社会の支援が不十分」とする調査結果<sup>21</sup>もあるとおり、地域における教育・医療・保健・福祉などの施設間・事業連携は、NPOをはじめとした民間団体も含めて、十分だとはいえない。

21 約 8 割の子育て層が「子育てへの地域や社会の支援が不十分」と回答している。『平成 15 年度子育てに関する意識調査報告書』（平成 16 年 12 月財団法人こども未来財団）

行政の立場からは、行政サービスを最も社会的支援を必要としている層に届かないのはなぜか、地域における教育・医療・保健・福祉などの施設間・事業連携を含め、きめ細かく乳幼児とその親のニーズを分析し、それに対応するための施策を打ち出す必要がある。

## 2 「子どもの生活習慣確立プロジェクト」の取組が提起した新たなアプローチ

都教育委員会は、平成 18 年度から就学前の子供の保護者への新たなアプローチとして、「子どもの生活習慣確立プロジェクト」<sup>22</sup>に取り組みはじめた。

22 「子どもの生活習慣確立プロジェクト」は子供の生活習慣の乱れの改善し望ましい生活習慣を確立することを目的とした取組である。民間・行政が協働するしくみとしての「子どもの生活習慣確立東京都協議会」設立や、啓発資料作成・配付（小学校と連携し「就学児健診」「入学説明会」を活用したPRなど）、区市との連携事業、ウェブサイトによる広報PR、フォーラムの開催などをおこなっている。協議会には、都内各地で子供の生活習慣確立の必要性を広く普及し多様な取組をすすめるために、企業や関連産業、専門家、医師会、横断的な行政組織などが参画している。

具体的には、子育てに関心の低い親たちへも確実に資料を届けることも視野に入れ、小学校の就学説明会で活用することを想定した啓発資料を作成し<sup>23</sup>、「基本的な生活習慣確立」の重要性について保護者への理解を求め、各家庭において「生活習慣の乱れ」を改善する取組を実施してもらえるように促すというものであった。

23 啓発資料等は専門機関だけではなく、地域ではPTAはもちろんのこと、「スポーツ少年団」の指導者や、「ラジオ体操」や「読み聞かせ」の活動の主催者、医師・歯科医師など、親のみならず地域の多様な大人が子供の発達にむけた支援に関わるきっかけとしてとして幅広く活用された。

この取組で最も成果を挙げたことは、当初想定していた教育現場（小学校等）での活用に止まらず、保健師、保育士、栄養士といった、地域の福祉保健領域の専門職から大きな反響があったことである。

啓発資料が支持された理由のひとつに、乳幼児の育成に直接関わる地域の専門職にとって「子供の生活習慣の乱れを克服するため、親たちにどのように説明し、理解を得るか」という共通の問題認識があり、それに応えうるものだったということがある。

保健師や保育士といった福祉保健の行政分野の専門職も、幼稚園教諭、小学校教諭といった教育現場の専門職も、「いまの子供たちが発達の危機にある」という共通の問題認識はもっている。この問題意識は現場にいる専門職が経験的に感じているものであった。そこに「なぜ、子供の早起き・早寝が必要か」ということを科学的に説明できる論拠と具体的なツール（テキスト、DVD等）が与えられたというのが支持された理由である。

このプロジェクトは、教育行政と福祉保健行政が地域レベルにおいて、「縦割り行政のカベ」を乗り越え、一体化した取組が進められる可能性を提示した好例であるといえる。この取組で得た成果を、「乳幼児期からのすべての子供の発達」を支援するため、積極的に施策づくりに活かしていくべきである。

### 第3章 すべての「子供の発達」に向けたこれからの教育支援の基本的考え方

これからの時代に求められているのは、乳幼児期からのすべての子供の発達を支援するための教育施策を構築することであり、その基本的考え方をこの第3章において整理していく。

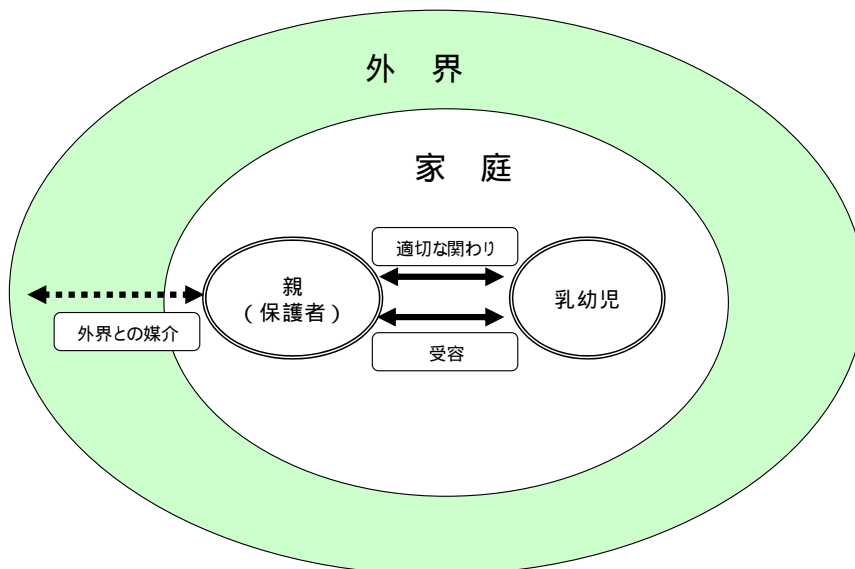
#### 1 「家庭教育」が果たす機能について

これまで家庭教育論は、ともすれば「親のしつけが足りない」、「親としての自覚が不足している」という問題点を指摘するに止まっており、子供たちを育てていく上で、親たちが果たすべき役割は何かを具体的には示していなかった。そこで、私たちは、まず、家庭教育を「機能」として捉えることの重要性を指摘したい。

子供がこの世に生を受けてからはじめて出会うのが親であり、親を通じて様々な世界を知ることになる。生まれたばかりの子供は、親の反応をつぶさに観察し、「外界」に受容されているかどうかを手掛りとしながら発達の歩みを始める。家庭教育はすべての教育の「出発点」と言われるように、それが子供の教育についての第一義的な責任は親が有するとされるゆえんである。

親が行う家庭教育には、外界との媒介者である親が子供の発達を妨げることなく伸ばし、またあるときは外界との媒介者として子供の行動を調整し、結果として子供自身の発達と社会化とを促す機能がある。適切な時期に、受容し、あるいは適切な関わりを親が行うことで、子供は「一人前」に育っていくのである。これを図式化したものが【図1】である。

【図1】乳幼児期における家庭の教育機能



## 2 子供の発達を支援するための施策の基本的考え方

つぎに「家庭教育」の機能を高めることを通じて、子供の発達を支援するための施策の基本的な考え方を提示したい。

### (1) 「地域」を基盤に乳幼児期からの一貫した子供の教育支援の視点

第1章でも触れたように胎児期・乳幼児期<sup>24</sup>は人間形成の基礎を培う重要な時期であるにも関わらず、行政による乳幼児期への教育的対応は十分になされてこなかった。

24 教育基本法の条文や、実際の文部科学省の施策においても、幼児は施策の対象としているが、胎児期、乳児期は対象とされていない。

これからは「子供の発達」という視点を軸に据えて、乳児期から幼児期を経て学童期に至るまでの一貫した教育支援施策を構築することが重要である。乳幼児期から一貫した教育支援という視点には、一般的には成長・発達過程をタテ系列で捉えていく考え方を主としつつ、加えて「地域」を基盤として発達段階ごとに展開されるヨコの連携（教育・医療・保健・福祉などの専門機関の連携や行政と民間との連携）の要素も含まれているのである。

また、この一貫した教育支援の取組には、「将来親になる可能性のある次世代の育成」という観点も重要である。妊娠期の大人だけではなく、小学校段階で乳幼児と触れ合う機会や中学校・高等学校における育児体験などの取組も含まれる。

乳幼児期から一貫した教育支援という視点には、一般的には成長・発達過程をタテ系列で捉えていく考え方を主としつつ、加えて「地域」を基盤として発達段階ごとに展開されるヨコの連携（教育・医療・保健・福祉などの専門機関の連携や行政と民間との連携）の要素も含まれているのである。

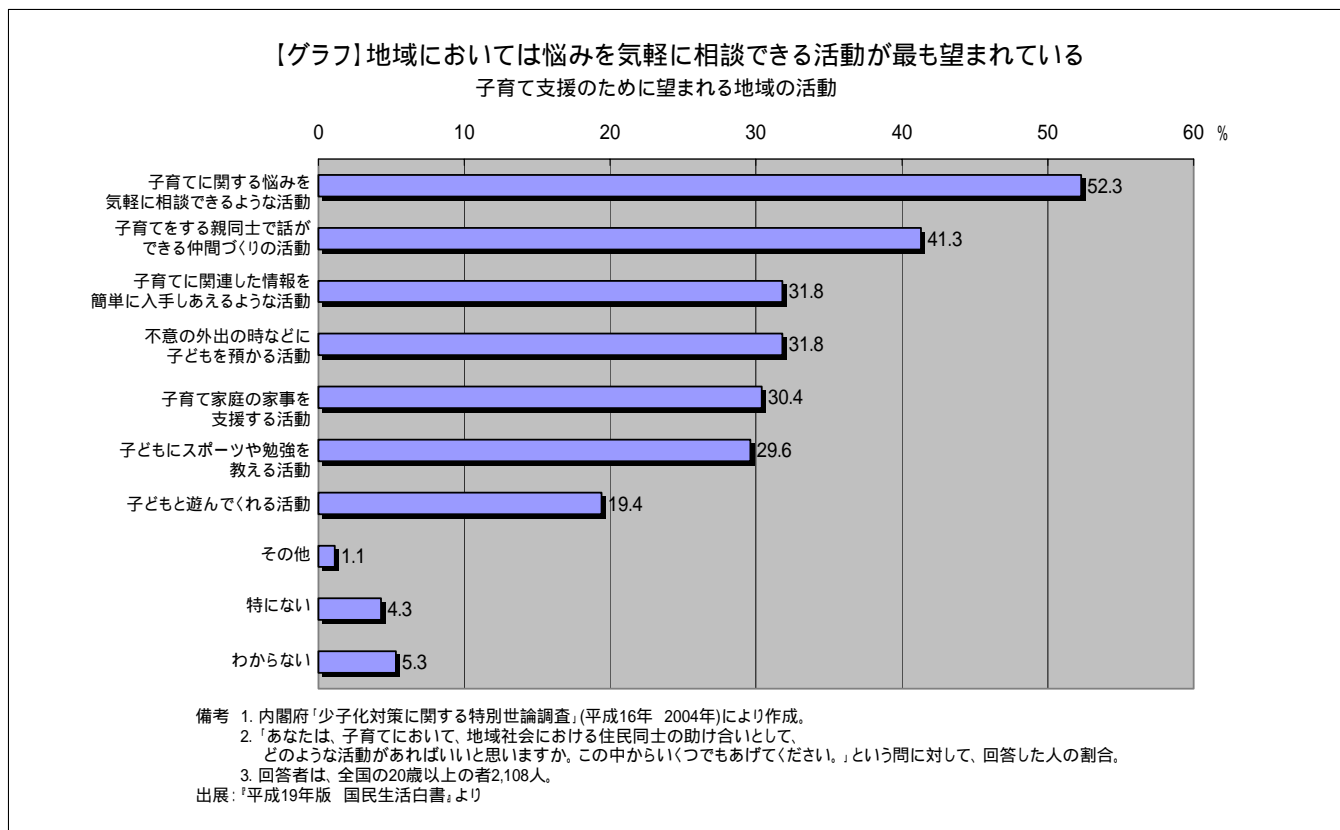
### (2) 親たちに「社会的つながり」を促すという視点

内閣府が平成16年に実施した「少子化対策に関する特別世論調査」(【グラフ】参照)によると、子育てに関する地域社会における住民同士の助け合いとして、どのような活動があればいいかという質問に対し、「子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動」が52.3%と最も多く、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動」が41.3%、「子育てに関連した情報を簡単に入手しあえるような活動」が31.8パーセントと答えている。このことから、乳幼児期からの子供の教育支援を考える上で、信頼できる身近な人たちとのつながり<sup>25</sup>に着目することが必要なことであることがわかる。

25 内閣府の平成19年版『国民生活白書』のテーマが「つながりが築く豊かな国民生活」となっているように、家庭や地域に

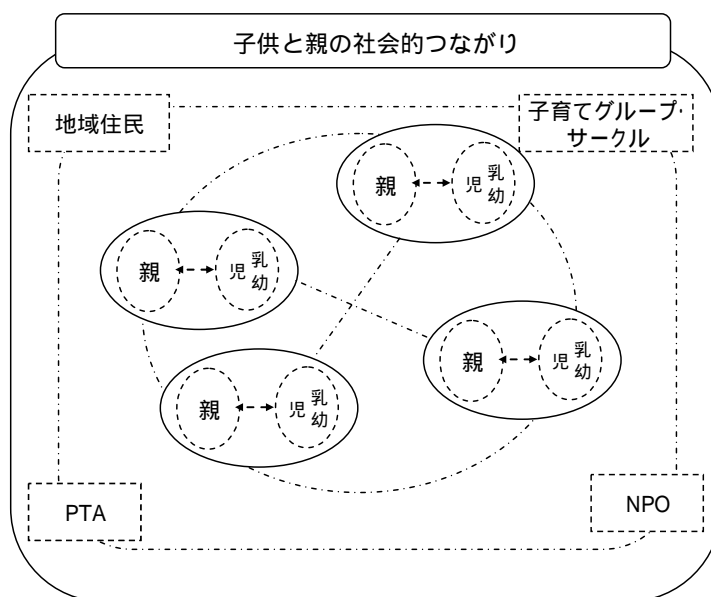


おける人との「つながり」は、生活の満足感を高めるうえで、重要な要素となっている。



このことから、第2章において指摘した「社会的に孤立した親への対応」や「地域の実状や個々人の状況を踏まえたきめ細かな支援」の在り方を考えていく場合、親たちが地域において信頼できる身近な人たちと出会い、つながりをもつことを促していくことが最も重要なポイントであるといえる。このことを本審議会としては、「社会的つながり」と表現したい。【図2】は乳幼児期の子供と親の社会的つながりを表したイメージ図である。

【図2】子供と親の社会的つながりのイメージ図



地域において乳幼児期からの子供と親を取り巻く「社会的つながり」が形成されることによって、例えば子育てに関する悩みの相談や子育て情報を共有することを可能にすることができる。そのことによって、以下のような効果が表れると考える。

<社会的つながり>が乳幼児の親にもたらす効果

情緒的な安定をもたらす

例) 家族ぐるみの交流、声かけ・慰め・励まし・笑顔などの共感的な助言

問題解決に必要な「情報」をもたらす

例) 子育てサークル・医療機関の紹介、知識や情報の提供などの間接的な支援  
必要な「手助け」が直接行われる

例) 親同士の助け合い、子供を一時的に預かるなどの実際の援助

「評価」を通じて親が自分の子育てに自信を深める

例) 地域の子育ての先輩から肯定的な評価を得る

(3) 社会的つながりを促す「地域の担い手」

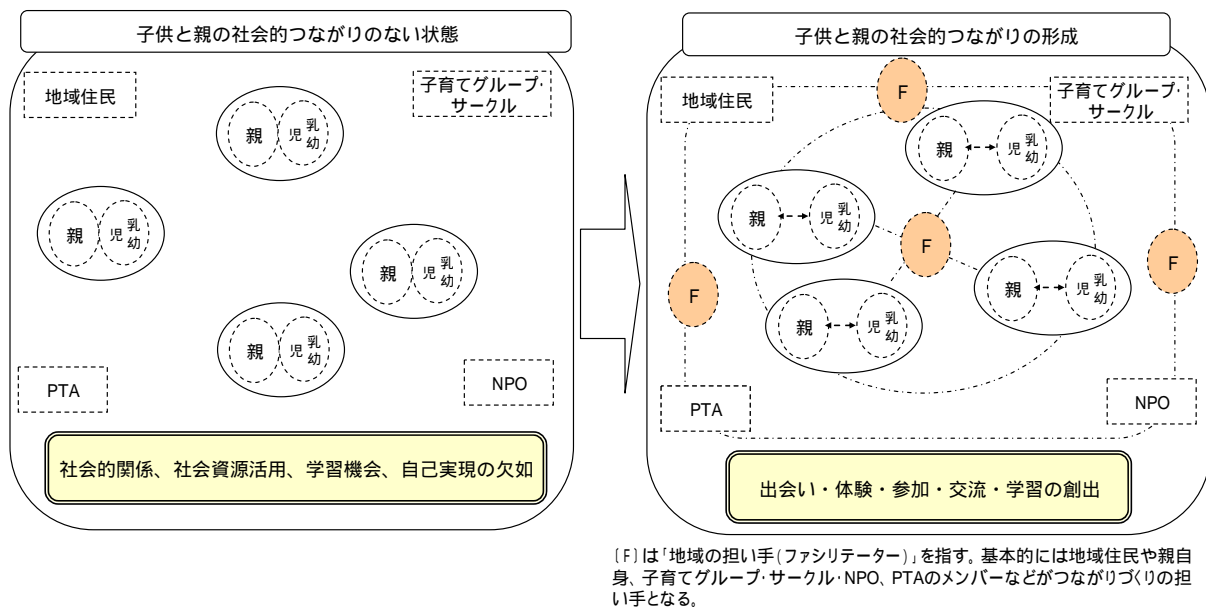
次に、乳幼児期からの子供と親<sup>26</sup>の「社会的つながり」は何によって形成されるのかについて考えてみたい。第2章でも指摘したとおり、「カプセル型」、「母子密着型」の親子が、地域や社会から孤立し、「社会的つながり」が持てないというのが都市型親子関係の一般的な姿であろう。この状態から、親子を取り巻く「社会的つながり」の下で子育てを行える状態へと移行するために、何が必要となってくるのだろうか。

26 「乳幼児期からの子供と親」には妊娠期の親を含むこととする。また、これ以降「乳幼児期からの子供と親」は「子供と親」と略して表記する。

【図2】の「社会的つながり」は自然発生的につくられるわけではない。そこに必要なのは、地域や社会から孤立している親子に対し様々な社会のネットワークの中に参加することの動機付けを高め、親同士がお互いに支えあう関係づくりを促し、地域のNPOや子育てサークルなどの支援者たちとのネットワークを構築するなどの「仕掛け」づくりを行う担い手(キーパーソン)の存在である。地域の中で多様かつ持続的な「社会的つながり」を創り出す役割を果たす人をここでは、「地域の担い手(ファシリテーター)」<sup>27</sup>と呼ぶことにしたい。

27 一般的な「ファシリテーター」には「促進する人」、「手助けする人」の意味がある。会議やワークショップにおける進行役や司会者を指すことがある。ここでの「ファシリテーター」は、地域の中で「社会的つながり」を創り出す推進者としての役割を果たす人を指す。

【図3】乳幼児期からの子供と親の社会的つながり形成前後のイメージ図



【図3】は、「地域の担い手（ファシリテーター）」が関わる以前と以後の親子の状態を示したものである。「地域の担い手（ファシリテーター）」には、親や地域住民（子育てサークル、NPO）の中にある潜在的な欲求や能力を引き出し、乳幼児を持つ親たちの社会的孤立といった問題を地域レベルで解決していくといった役割がある。

「地域の担い手（ファシリテーター）」の関与によって生み出された「社会的なつながり」は、子供と親たちに、安心感や充実感を与えるとともに、そこに参加するすべての人の生活を豊かにするだけでなく、地域全体の地域力（「ソーシャル・キャピタル」<sup>28</sup>）を豊かにすることにもつながっていく。

28 OECD（経済協力開発機構）の定義では、「グループ内部またはグループ間での協力を容易にする共通の規範や価値観、理解を伴ったネットワーク」とされる。このソーシャル・キャピタルには、健康増進を導いたり、教育面での成果を上げたり、犯罪発生率を低下させるなどの可能性をもつとされる。

この「社会的なつながり」が形成され、地域ごとに「子育て」についての文化や情報を次の世代に手渡す、いわば「地域リレー方式」ともいうべき機能を持った、あらたなつながりの形成が望まれる。

地域における「子供と親の社会的つながり」の形成を重視し、多様で持続的なつながりづくりを通して、地域住民の力が活かされ、親自身の学びを支援するという視点が、これからの教育支援にとって最も重要と考える。

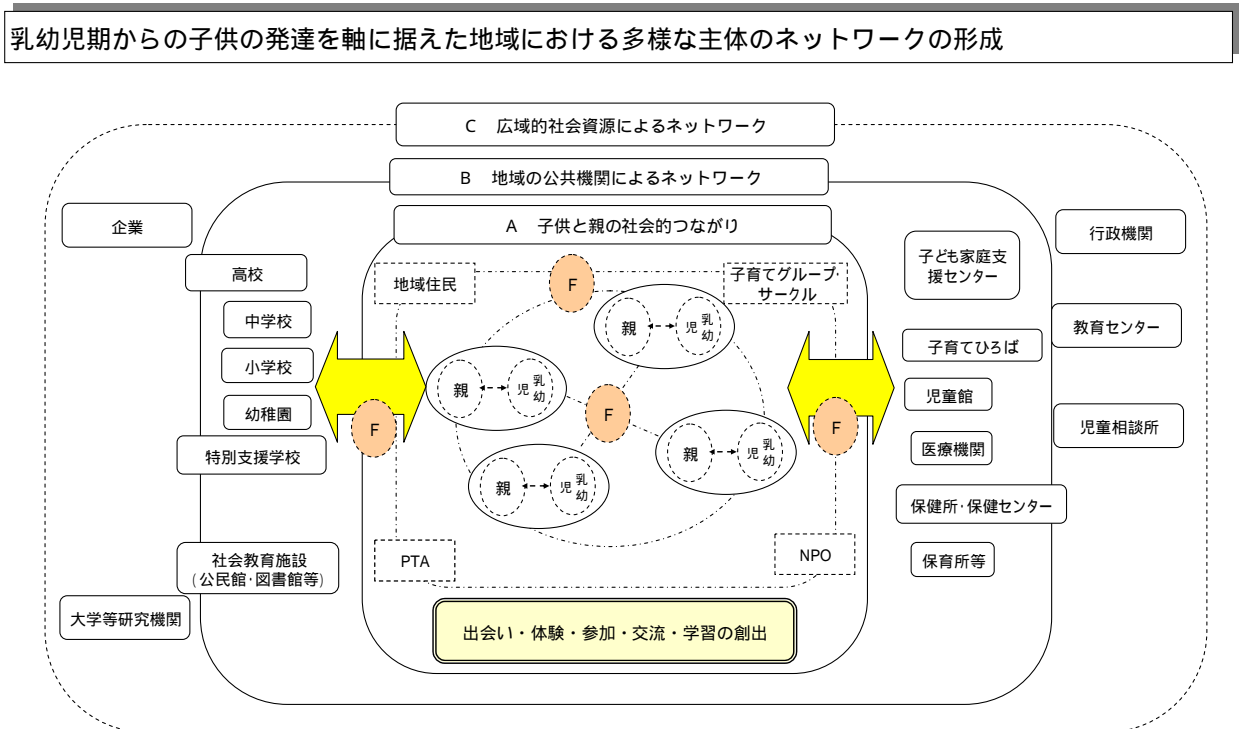
#### （4）子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワークの形成

乳幼児期の子供とその親の「社会的孤立」を防ぎ、その親子が地域において多様な人々と出会い、親同士の交流を通じて「共感的な関係」を築くことを目的とした「社会的なつながり」をつく

ることが焦眉の課題であるということは、これまでに指摘したとおりである。

「社会的つながり」づくりを目指した取り組みとこれまで子ども家庭支援センターを中心に取組まれてきた行政の働きかけによる地域ネットワークとの関係を整理したのが【図4】である。

【図4】【乳幼児期からの子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワーク】のイメージ図



まず、はじめに確認しておきたいことは、地域において住民相互の関係性の中で営まれる子供と親の『社会的つながり』づくりの取組（「A 子供と親の社会的つながり」と「B 地域の公共機関によるネットワーク」）の関係は、相互補完的な関係にあるということである。

「社会的つながり」(「A 子供と親の社会的つながり」)をつくっていくことは、子供とその親たちに安心感や生活の充実感を与えることに止まらない。「地域の担い手(ファシリテーター)」の関与によって「社会的つながり」をつくる取組は、子供の健やかな発達に関する「生きた情報」を親たち同士が伝え合う効果をもたらし、その結果として福祉・医療・保健機関(「B 地域の公共機関によるネットワーク」)へのアクセスを容易にすることが期待できるのである。

反対に福祉・医療・保健機関の側(「B 地域の公共機関によるネットワーク」)からみると、住民相互間に「社会的なつながり」が生まれることにより、地域のNPOや子育てグループなどを通じて、子供や親に関する情報をよりリアルに把握することができるようになる。結果として子供や親のニーズにマッチした事業を企画しやすい条件が生じるということになる。

この「B 地域の公共機関によるネットワーク」に幼稚園、学校をはじめとした教育機関が積極的に参加していくことも非常に重要なことであるといえる。例えば、余裕教室を活用して乳幼児期の子供とその親たちが交流する場や機会を提供することが考えられる。福祉・医療・保健機関や施設に加え、幼稚園、学校等が社会資源の一つとして地域ネットワークに参加することで子供と親を支援する行政サービスをより一層充実させることができる。

加えて「B 地域の公共機関によるネットワーク」に求められることは、福祉や教育の専門職が積極的に地域に「アウトリーチ」<sup>29</sup>していくことである。場合によっては、専門職が「社会的つながり」をつくる「地域の担い手(ファシリテーター)」のような役割を担うということも考えられるのではないだろうか。福祉や教育の専門職には、住民相互の取組の中では顕在化しにくい問題(障害のある乳幼児期の子供たちや在住外国人の子供たちの問題)への積極的アプローチもあわせて期待したい。

29 アウトリーチとは、「手を伸ばす」(outreach) のことであり、施設内だけで専門職などのスタッフが機能するのではなく、地域社会を視野に入れ、地域に実際に出かけて住民の実態把握や必要とされる支援などを行うことを指す。

地域住民相互の「社会的つながり」づくりと行政からのアプローチの双方が相互補完的関係を築きながら十分に機能することを通じてはじめて、「発達」を軸に据えた乳幼児期からの子供の一貫した教育支援が可能となるのである。それが機能した状態を【図4】は示している。

【図4】には、大学や企業などの広域的社会資源のネットワークも入れてあるが、これら広域的社会資源には、子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワーク形成にその専門的立場を生かした貢献や支援を期待したい。

## 第4章 乳幼児期からの「子供の発達」を地域で支えるために都教育委員会に求められる役割

### 1 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの提案

乳幼児期から子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体の参加によるネットワークの形成を具現化するため、都教育委員会に対し、「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」を実施することを提案したい。

このプロジェクトの基本的コンセプトを示すと以下のようになる。

- 1 「地域」を基盤に、乳幼児期から学童期まで、一貫した子供の教育支援に取り組む
- 2 乳幼児期の子供をもつ親たちに「社会的つながり」を促すための「仕掛け」をつくる

具体的内容については、以下の項目を想定している。

- 1 乳幼児期からの子供の教育支援の必要性を全都に「普及」させる取組  
「科学的知見」に基づく乳幼児期からの子供の発達に関する教材等作成  
乳幼児期からの子供の教育支援の必要性を全都にPRするための**仕組みづくり**
- 2 乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に「定着」させるための取組  
地域における先行的取組の実施  
地域で子供の発達を支える担い手の養成

#### (1) 乳幼児からの子供の教育支援の必要性を全都に普及させる取組

都教育委員会は、乳幼児期からの子供の教育支援の必要性を「子育てに関心の低い層」をはじめとしたすべての親に伝えるための効果的方法を開発し、「科学的知見」に基づく乳幼児期からの子供の発達に関する教材作成や全都にPRするための仕組みづくりに取り組むことを期待したい。

##### ア 「科学的知見」に基づく乳幼児期からの子供の発達に関する教材等作成

学識経験者、保健・医療関係者、幼児教育関係者、保育関係者等からなる教材等開発委員会を設置し、乳幼児期からの子供の発達に関する「科学的知見」を踏まえた教材等を発達段階別、対象別に開発していくことが大切である。

### 保護者対象

乳幼児期からの子供の発達的重要性を理解するための保護者向けテキストの作成

- ・妊娠期の親、0歳から6歳の子供を持つ親向けの発達段階に応じたテキスト作成
- ・乳幼児健診、子育てひろば、保育所、幼稚園、就学時説明会など活用場面別

### 専門職対象

保健師、幼稚園教諭、保育士、栄養士等を対象とした研修テキストの作成

### 青少年対象

青少年（小・中・高校生）を対象とした「青少年期からの育児体験・交流」の学習プログラムの作成

### 地域の担い手対象

地域における乳幼児期の子と保護者を支援するための担い手養成プログラム案の検討

## イ 乳幼児期からの子供の教育支援の必要性を全都にPRするためのしくみづくり

### (ア) ウェブサイトの開設

乳幼児の親にとっては地域社会だけではなく、インターネットなどの情報社会も身近な「コミュニティ」である、といえる。これからは、インターネットを活用した情報提供・交流という観点はますます重要になってくる。<sup>30</sup>

30 「メディアリテラシー」の視点も欠かせない。情報を受け取るだけでなく、主体的に必要な情報を引き出し、選択し、活用する能力を高めることも視野に入れる必要がある。

そこで、乳幼児期からの子供の教育支援の必要性を伝えるためのウェブサイトを開設することを提案する。そのサイトは、携帯電話からの閲覧を可能とするなど、どこからでも手軽にアクセスが可能なものであることが望ましい。

サイトの運営にあたっては、利用者の立場にたったきめ細かな運営（メンテナンス）と、双方向コミュニケーション機能を備えたものにする必要がある。さらには、利用者とともにサイトを育てていく視点が大切である。それらにより、サイト利用者同士がネット上で情報コミュニティを形成することが可能となる。この情報コミュニティも現代における「社会的つながり」の一つである捉え方を持つことが重要である。

## 「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ウェブサイト」のコンテンツ例

乳幼児期からの子供の教育支援に関する教材等開発委員会（仮称）において開発した教材等をウェブ上で公開する。

広域的な「子供と親の社会的つながり」づくりにむけて、子育てに関してお互いに助け合える双方向コミュニケーション機能を設ける。

例：掲示板・ブログ・地域SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）<sup>31</sup>の活用

個人や団体により既に開設されている子育て支援ウェブサイトを応援するポータルサイト（入口）的機能を設ける。

<sup>31</sup> 地域 SNS とは、住民同士が交流するツールとしてパソコンや携帯電話を活用し、ブログ・掲示板・メール配信などの機能を使って、コミュニケーションや情報（行政情報や地域情報など）を共有するためのネットワーク・サービス。一般的な SNS とは異なり、地域住民向けであることが特徴。

### （イ） 広報活動の充実

乳幼児期からの子供の教育支援の重要性を親や教育、保育関係者ならびに都民へどのように周知するかも大きな課題である。

（ア）で述べたウェブサイトの有効活用を図るとともに、啓発資料の作成と配布、行政広報などを通じた積極的 PR 活動を展開する必要がある。

特に「子育てに関心が低い親」への対応策が課題である。例えば、保健センター等や医師会などに協力を依頼し、乳幼児健診や診察の機会などを通じて、保健師や医師が直接親に資料を手渡すなどの方法を使って、子供の成長にとって乳幼児期がいかに大切な時期であるかを親たちに伝えていくことも考えられる。

また、「子どもの生活習慣確立東京都協議会」や「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」<sup>32</sup>などに参加している企業等にも積極的に協力を求めるなど、多様な PR 活動を展開していく方法を検討する必要がある。

<sup>32</sup> 第 5 期東京都生涯学習審議会は平成 17 年 1 月に答申（「子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について」）において、外部の教育力を学校教育に導入することや、地域における子ども・若者に対する教育活動を学校教育との計画的な連携の下に展開していくことを目的とした「地域教育プラットフォーム」構想を提言した。この答申を踏まえ都教育委員会は平成 17 年 8 月に「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を設立し、子どもたちの教育活動に、企業、NPO、大学等の専門的な教育力を効果的に導入するためのネットワークづくりを行っている。



## (2) 乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させるための取組

都教育委員会は、「社会的に孤立した親へのアプローチ」を含め、すべての子供の乳幼児からの健やかな発達を支援していくために、地域において子供と親の「社会的つながり」づくりの取組を都内各地に展開、定着させていく必要がある。

### ア 地域における先行的取組の実施

第3章において、「乳幼児期から子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワーク」の考え方を示したが、これを都教育委員会が先行的に実施し、事業モデルを見せることで、地域における子供と親の「社会的つながり」づくりの重要性を区市町村に認識してもらう必要がある。

具体的には、都教育委員会と「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」が連携し、都内のいくつかの地域をフィールドに、「          地区 乳幼児の教育支援プロジェクトチーム」を結成し、先行的取組を実施することを提案したい。もちろん、このプロジェクトチームには、区市町村や区市町村教委のメンバーや当該地域における教育・福祉・医療・保健機関の専門職が参加していくことが望ましい。

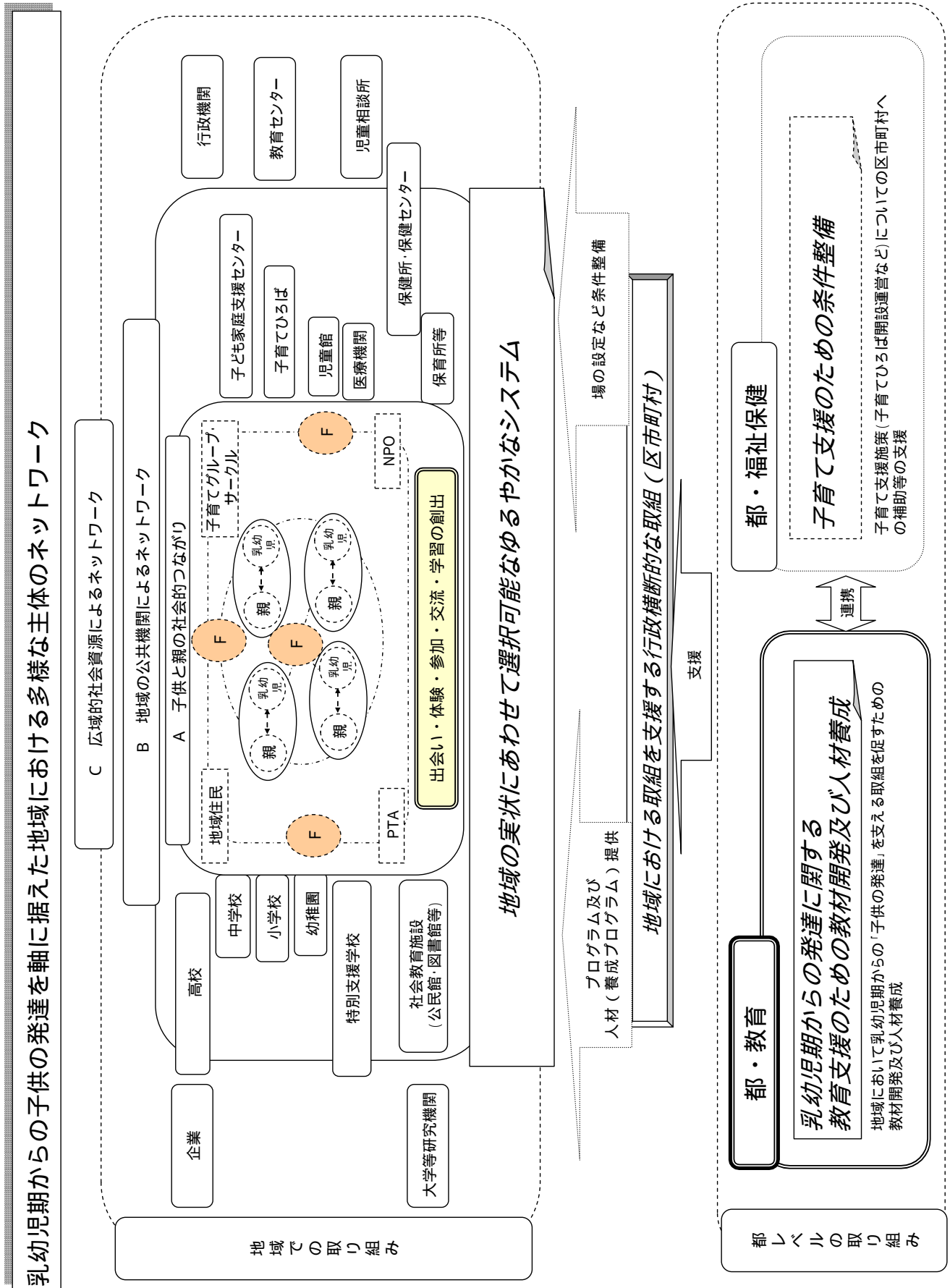
このプロジェクトチームにおいて何よりも重要なことは、「社会的つながり」の実際の担い手であり、子供をもつ親と子育てサークルなど地域の人々が主体的に参加する仕掛けづくりである。どのようなメンバーがプロジェクトチームに参加するかは、地域の実状を踏まえて決めていけばよいことであるが、重要なことは、行政が用意する場に住民が受動的に参加するのではなく、子供が健やかに成長できる「その地域ならではの」教育環境を地域の人々自らが創り上げていくという点にある。

区市町村においては【乳幼児期から子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワーク】の形成を支えるため、〔(仮称)区市町村乳幼児期からの子供の教育支援ネットワーク協議会〕を設置するなど、胎児期・乳幼児期から学童期にかけての子供の発達に関する機関(教育・福祉・医療・保健等)のネットワークづくりを進めることも大切である。

都教育委員会は、地域の実状にあわせた乳幼児期から子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワークの形成を広域的立場から支援するための役割を果たしていくことも求められている。

以上の考え方を整理したのが【図5】である。区市町村レベルにおける教育・福祉・医療・保健行政のカベを乗り越えた「行政横断的」な取組を促すという立場に立って、都教育委員会と福祉保健局は緊密な連携体制づくりを進めていく必要がある。

【図5】乳幼児期からの子供の発達を軸に据えた地域における多様な主体のネットワークの構築と都レベルの取組



## イ 地域で子供の発達を支える担い手の養成

東京都教育委員会には、乳幼児期からの子供と親の「社会的つながり」づくりを促進するための「地域の担い手(ファシリテーター)」養成に関する取組(例:プログラム開発、養成講座の実施など)を進めることも期待したい。

「地域の担い手(ファシリテーター)」として想定される対象及び役割等については、以下のとおりである。

### 【養成の対象】

乳幼児期から学童期までの親を含めた地域住民を対象とする。

- ・地域住民、妊娠期の親、乳幼児の親、乳幼児を育てたばかりの先輩の親、子育てサークル・グループ・NPO、PTA等のメンバーなど、親自身や身近な地域住民が地域の担い手となることで、地域において主体的で持続的な「乳幼児期からの子供と親の社会的つながり」づくりに取り組むことができる。

### 【役割】

胎児期・乳幼児期から学童期にかけての一貫した多様な「社会的つながり」を地域に広げていくための担い手(ファシリテーター)としての役割を期待

- ・身近な親同士や乳幼児を育てたばかりの先輩の親などが、互いに寄り添い、アドバイザーとなることで、親自身がひとりで悩みや不安を抱えることなく、自信と喜びを持って子育てすることが可能な環境として地域に「社会的つながり」を作り出し、人と人をつないでいくのが地域の担い手の役割である。
- ・さらには、地域の専門機関や専門職(産婦人科・小児科医師、助産師、保健師、幼稚園教諭、保育士、栄養士、民生児童委員、小学校教諭、司書等)と親をつないでいくことで、地域に存在する子供の発達に関する多様な支援の実効性を高める役割を果たす。

### 【習得すべき能力】

- ・妊娠期・乳幼児期・学童期の子供を持つ親の苦労や不安、そして子育ての喜びに共感する能力
- ・未知の出来事や新たな出会いへの興味関心が強く、旺盛な向学心や向上心
- ・地域や親の実状に合わせて企画やアイデアを生み出し、必要に応じて修正をかけながら具体化する能力
- ・ボランティア精神に満ち、自分ではなく地域の親たちが主体となって社会参加することを促すことで、親の潜在的な能力を引き出す力

### 【つなげるための手法】

- ・妊娠期の親、乳幼児期の親、学童期の親が地域で気軽に集える場(サロン)の開催
- ・携帯電話で利用可能なブログ等を活用した親同士の地域ネットワークづくり
- ・多様なニーズを捉えた講座の企画と実施など

「地域の担い手(ファシリテーター)」養成に当たっては、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や「子どもの生活習慣確立東京都協議会」のメンバーであるNPO、大学関係者、企業

関係者等にも積極的に連携して取り組む必要がある。

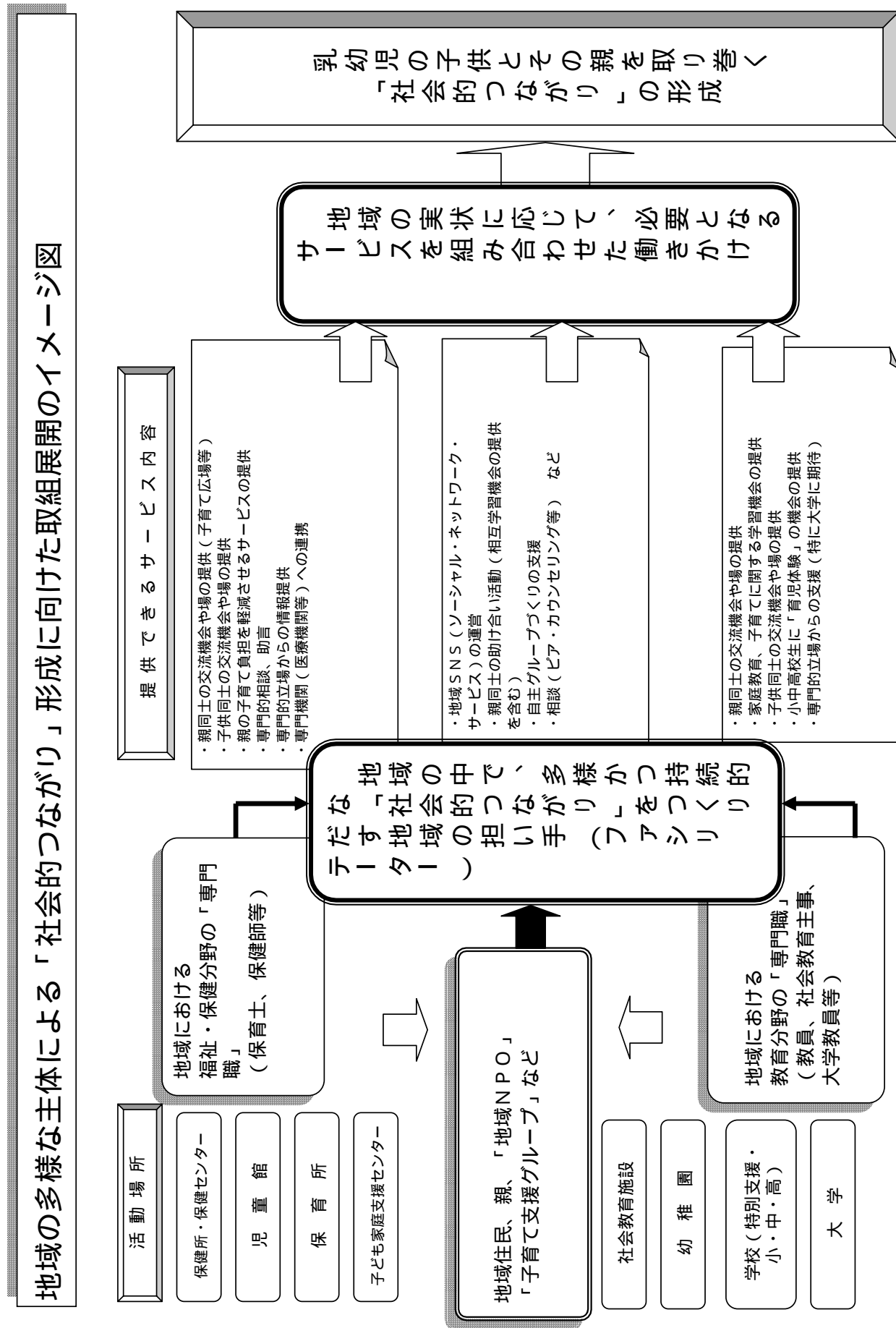
「地域の担い手（ファシリテーター）養成」講座は、区市町村及び区市町村教委が受講者を推薦する者を主たる対象とするなどの方法を取り、常に地域との結び付きを重視した形で運営されることが望ましい。

養成講座の修了者には、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の支援を受け、自ら在住する地域で、子供と親の「社会的つながり」をつくっていくための取組を実際に進めていくことが期待される。

また、都教育委員会には、養成した「地域の担い手（ファシリテーター）」の相互研鑽、スキルアップ、情報交流の機会や場を提供する役割があることも忘れてはならない。

親を含めた地域住民が「地域の担い手（ファシリテーター）」として、また地域の実状に応じて福祉や教育の専門職が「地域の担い手（ファシリテーター）」としての役割を担うことで、必要となるサービスを提供し、「社会的つながり」づくりを目指す多様かつ持続的な取組を展開する。その取組の展開イメージを表したものが【図6】である。

【図6】地域の実状にあわせた取組展開のイメージ



おわりに

この第一次答申の最大の意義は、教育分野で初めて乳幼児期に焦点を当て、その施策の基本的考え方を提起したことにある。同時にこの分野へ教育行政の側からアプローチするということは、かなり困難な課題であった。人間形成の基礎が培われる「乳幼児期」に適切な家庭教育が行われることの重要性は、多くの人々から指摘されつつも、行政施策として具体的な提案として打ち出すことに必ずしも成功していなかったからである。

そこで、本答申では家庭教育を「機能」として捉えることを提案し、各々の家庭が教育機能を高めていくためにどのような支援が必要か、という観点に立って検討を試みた。そこから導きだされたのが、「地域」を基盤とし乳幼児とその親の「社会的つながり」をつくるという方向である。

「社会的つながり」は地域の間人間関係の中で生みだされるものである。この「社会的つながり」の中に身をおくことにより、乳幼児とその親たちに安心して子育てができ、子供たちも伸びやかに成長するという状況が実現するのである。この「社会的つながり」づくりのために、都内各地で子育てグループ・サークルやNPOといった地域の社会資源や地域住民が行政と協働して、乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの取組が展開されることを期待したい。

都教育委員会には、福祉保健局や区市町村と緊密な連携に図り、地域における多様かつ持続的な「社会的つながり」をつくるための支援の取組に邁進することを期待する。

## 参 考 資 料

- 1 諮問文
- 2 第7期東京都生涯学習審議会委員名簿
- 3 第7期東京都生涯学習審議会審議経過





## 1 諮問文

19教生計第230号  
東京都生涯学習審議会

東京都生涯学習審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成19年5月23日

東京都教育委員会

### 記

#### 1 諮問事項

新しい教育基本法の下で東京都が取り組むべき社会教育施策の在り方について

#### 2 諮問理由

平成18年12月22日に教育基本法（平成18年法律第120号）が公布、施行された。昭和22年に制定された旧教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、教育の目標として「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」など、今日重要と考えられている事項が教育基本法に新たに盛り込まれることとなった。

生涯学習・社会教育の分野においては、「生涯学習の理念」が教育の目標の一つに明確に規定されるとともに、旧教育基本法において「社会教育」（旧法第7条、新法第12条）のみの規定しか持たなかった社会教育の分野が「家庭教育」（第10条）、「幼児期の教育」（第11条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第13条）へと拡大されるなど、教育における社会教育の役割がますます重要になってきている。

国においては、教育基本法において規定された教育の目的や理念等を具体化するため、教育の振興に関する施策を総合的・体系的に実施するために「教育振興基本計画」（第17条）を定めることとしている。東京都教育委員会では教育基本法の施行を受け、平成19年2月に基本方針を見直したところである。社会教育分野では都教育委員会の基本方針3に「総合的な教育力」という考え方を導入し、「家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むように支援する」という方向を明確に示したところである。

第5期及び第6期東京都生涯学習審議会においては、子供・若者を施策の主たる対象として、「学校教育と軌を一にした社会教育行政の推進」の考え方の下、「学校・家庭・地域の協働の在り方」を検討してきたところである。今後は、この視点に加え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な役割を果たす「幼児期の教育」やこれまで行政の関与が消極的であった「家庭教育支援」、さらには団塊の世代の教育参加をはじめとした地域における「新しい公共」を実現する「社会教育（成人教育）」など、総合的な観点から、社会教育施策の在り方について検討していく必要がある。

## 2 第7期東京都生涯学習審議会委員名簿

### (1) 全委員

(任期:平成19年5月1日から平成21年4月30日まで)

氏名	所属	備考
生重幸恵	NPOスクールアドバイスネットワーク理事長	
岩本勉	東京商工会議所人材・能力開発部副部長	
牛島三重子	江東区立南砂小学校長	
太田篤	(社)経済同友会担当執行役	
大橋謙策	日本社会事業大学学長	会長
奥井かおる	都立足立養護学校長	
香月よう子	フリーアナウンサー・きてきて先生プロジェクト代表	
坂井一之	「たまごクラブ」「ひよこクラブ」編集長	
坂井康宣	小平市教育委員会教育長	
佐野一郎	NPOじぶん未来クラブ代表	
鈴木木みゆき	和洋女子大学人文学部教授	
高橋武郎	立川市立第一小学校長	
田中雅文	日本女子大学教授	副会長
中西茂	読売新聞東京本社編集委員	
長澤由利	足立区立西新井本町保育園長	
服部直子	(株)ソシオエンジン・アソシエイツ副代表	
鳩山多加子	文京区立第一幼稚園長	
広瀬宏之	横須賀市療育相談センター開設準備室室長	
村上徹也	(社)日本青年奉仕協会調査研究員	
山崎喜久雄	葛飾区教育委員会教育長	
横山正彦	三鷹市立第五中学校長	
吉兼元幸	都立紅葉川高等学校長	

### (2) 幼児・家庭教育専門部会委員

部会長 鈴木 みゆき  
 生重 幸恵  
 香月 よう子  
 坂井 一之  
 高橋 武郎  
 長澤 由利  
 広瀬 宏之

### 3 第7期東京都生涯学習審議会審議経過

日 程		主な内容
平成 19 年	5月23日 第1回全体会	会長・副会長選出 諮問趣旨及びスケジュール等説明 幼児・家庭教育専門部会設置及び委員選出
	6月26日 第1回幼児・家庭教育専門部会	幼児・家庭専門部会で審議する基本的な方向について 乳幼児期からの教育のあり方について
	7月19日 第2回幼児・家庭教育専門部会	家庭教育支援（主として学齢期以降）のあり方について
	9月 4日 第3回幼児・家庭教育専門部会	専門部会報告（案）について
	9月26日 第2回全体会	幼児・家庭専門部会の報告と審議
	10月19日 第3回全体会	これまでの審議の整理 第一次答申の構成（案）について
	11月12日 第4回全体会	第一次答申（案）について
	11月30日 第5回全体会	第一次答申（案）について
	12月12日 第6回全体会	第一次答申について